

別紙 10 畜産経営体生産性向上対策

第 1 事業の実施方針

畜産関係団体等が ICT 機器等の利用により得られるデータを集約し、活用するための体制整備を支援することで、酪農・肉用牛経営の生産性向上を計画的に進める。

第 2 事業の内容

本対策は、畜産データ活用体制整備事業により実施し、それぞれの事業内容、事業実施主体、補助率等については、本要領別表 1 に定めるもののほか、以下に定めるとおりとする。

1 事業の取組内容

畜産関係団体又は IT ベンダー等から構成されるコンソーシアムにより、牛の個体識別情報等及びその飼養管理等に関する生産情報を全国データベースシステム（以下「畜産クラウド」という。）に集約し、ビッグデータの構築を進め、畜産経営の改善のために活用する体制を整備する取組を推進することで、家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

（1）コンソーシアムの設置・運営

牛の個体識別情報等及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用するための畜産クラウド及び牛個体識別電算システム（牛個体識別台帳システム）の仕様や情報の利活用のためのルール作りを行う検討会の開催等を支援する。

（2）畜産クラウドの機能強化のための調査・利用環境の整備等

ア 畜産クラウドの構築・改修

民間クラウドシステム及び全国団体等が所有する生産情報システム（以下「民間クラウド」という。）との接続に伴う畜産クラウドで集約する情報の増加や利用者登録の改善等に対応するための機能強化に向けた調査及びその結果に基づく利用環境の整備等の取組を推進するため、畜産クラウドの構築・改修及び管理を行う。

イ ソフトウェアの開発・改修

スマートフォンやタブレット端末でアにより構築・改修した畜産クラウドに接続するためのアプリケーションソフトウェアを開発又は改修し、生産者や関連する支援者（獣医師、人工授精師、普及指導員等）に配布する。

（3）畜産クラウド本体と民間クラウドとの連携等に係る調査等

畜産クラウド本体と民間クラウドとの間で情報の共有を行うために民間クラウドのシステムの仕様や連携方法等を調査するとともに、調査結果に基づき畜産クラウドと連携するためのコンバーターソフトを開発する。

（4）牛個体識別台帳システムの機能強化のための整備

牛個体識別台帳システムの機能強化のための開発等を行う。

2 事業実施主体

本要領別表 1 の10の事業実施主体は、農産局長等が別に定める公募要領により応募者の中から選定されたコンソーシアムであって、以下の要件を満たすものとする。

- ア コンソーシアムの運営を行うための事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等についての規約の定めがあること
- イ 事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること
- ウ 牛の個体識別情報等及びその飼養管理等の生産情報を畜産経営の改善のために集約し、活用することができる者を構成員として組織されていること

3 成果目標

本事業の目標年度及び成果目標は以下のとおりとする。

- (1) 目標年度は、事業実施年度とする。
- (2) 成果目標は、畜産クラウド及び牛個体識別電算システムの機能強化のための整備により得られる数値目標を設定するものとする。

4 審査基準

本要領別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 畜産に関する知見

- ア 牛の個体識別制度を十分に理解しているか。
- イ 我が国の畜産の生産現場の実態を理解しているか。
- ウ 畜産関係団体とのネットワークを有しているか。
- エ 畜産現場で使用されるICT機器に関する知見を有しているか。
- オ 生産情報の経営改善支援のための活用に関する知見を有しているか。

(2) 事業実施に必要なその他の知見・能力

- ア システムの構築・連携に関する十分な知見を有しているか。
- イ 構築したシステムについてユーザーである生産者やその支援者等に分かりやすく説明・普及する能力を有しているか。
- ウ 情報セキュリティに関する知見を有しているか。
- エ 農家の経営状況等に関する情報を取り扱うため、個人情報保護に関する知見を特に有しているか。
- オ 畜産関係団体、学識経験者等の意見を調整する能力を有しているか。

第3 事業実施計画等

- 1 事業実施主体は、交付等要綱第 7 第 1 項及び本要領本体第 5 の 1 に基づき、別添 1 により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて提出するものとする。

ただし、農産局長等が別に定める公募要領により選出された者が、当該公募要領により提出した事業実施計画については、交付等要綱第 7 第 1 項及び本要領本体第 5 の 2 (1) ただし書きの提出を行ったものとみなす。

また、事業実施計画（公募要領により提出されるものを含む）の提出にあたっては、別添2の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを添付するものとする。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第29に基づき、毎年度、別添3により、事業実施年度の翌年度の7月末までに事業実施状況を畜産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(2)に基づき、別添4により自ら事業実施結果の評価を行い、畜産局長に報告するものとする。
- (2) 畜産局長は、(1)の報告の内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。
- (3) 畜産局長は、(2)の評価のほか、補助事業期間終了後において、必要に応じて、事業成果の波及効果や活用状況等に関する追跡評価を行うものとする。

第5 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業実施年度中に畜産クラウドの運用等により相当の利益を得たと認められた場合には、発生した収益の状況について記載した収益状況報告書を別添5により作成し、事業実施年度の翌年度の6月末までに畜産局長に提出するものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益の状況を報告することを求めることができる。
- (2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認めた場合には、次の数式により算定した額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

〈計算式〉

納付額＝（収益額－控除額）×（補助金の確定額／事業に関連して支出された費用の総額）

〈計算式中の用語の意義〉

収益額：畜産クラウドの運用等により得られた売上高から畜産クラウドの構築・改修等並びに畜産クラウドの運用に要した費用を除いた額

控除額：事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出したものの合計

- (3) (2)に定める収益の納付は、事業実施年度中に得た収益を対象として行うものとする。ただし、畜産局長は、特に必要な場合には、任意の期間を定めて収益を納付するよう求めることができる。この場合においては、全対象期間における納付額を合算した額が、事業の実施に要した経費を上回らないものとする。

2 補助の対象とならない経費

次の経費は、事業の実施に必要であるかどうかにかかわらず、補助の対象とならないものとする。

- (1) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- (6) 支払が翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

第6 不正行為に対する措置

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正を行い、又はその疑いがあると認めた場合には、事業実施主体に対し、当該不正又はその疑いのある行為に関する事実関係及び発生原因を究明するとともに、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

別添 1（第 3 の 1 関係）

（元号） 年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）
事業実施計画書

1 事業の目的

--

2 総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	活動等	対象 (者、地域等)				国庫補助金	事業実施主体		
畜産データ活用体制整備事業				円	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	

3 事業の内容

（1）コンソーシアムの設置・運営

会議等	開催時期及び場所	構成及び人数	会議等の内容

（2）データベースの機能強化のための調査・利用環境の整備等

ア 全国データベース（畜産クラウド）の構築・改修

取組内容	備考

イ ソフトウェアの開発・改修

取組内容	備考

(3) データベース本体（畜産クラウド）と民間クラウドとの連携等に係る調査等
民間クラウドの調査及びコンバーターソフトの開発

取組内容	備考

(4) 牛個体識別電算システムの機能強化のための整備

取組内容	備考

4 取組により期待される効果（成果目標）

成果目標	
検証方法	
その他事業実施に よる効果	

注：成果目標には、全国データベース及び牛個体識別電算システムの機能強化のための整備により得られる定量的な成果目標を記載する。検証方法は、目標値の具体的な検証方法の手法を記載する。また、成果目標以外に期待される効果を記載する。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート （民間事業者・自治体等向け）

	（１）エネルギーの節減	申請時 （します）
①	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
③	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐
	（２）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	申請時 （します）
④	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	資源の再利用を検討	☐
	（３）環境関係法令の遵守等	申請時 （します）
⑥	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑦	関係法令の遵守	☐
⑧	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑨	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

別添3（第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号） 年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）事業実施状況報告書

下記のとおり畜産経営体生産性向上対策（畜産データ欠用体制整備事業）を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙 10 の第4の1の規定により報告する。

記

（事業実施計画書に準じて作成する。）

別添 4（第 4 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号） 年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）成果報告
書

（元号） 年度の畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）の成果状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号・3 畜産第 1993 号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙 10 の第 4 の 2 に基づき、別添 4-1 のとおり報告する。

別添 4-1（第 4 の 2 関係）

1 事業内容

--

2 実施期間

事業開始日	事業完了日	備考
年 月 日	年 月 日	

3 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
検証方法	
その他事業実施による効果	
事業計画の妥当性	
適正な事業の執行	

注 1：「事業内容」欄及び「成果目標の具体的な内容」欄には、事業実施計画に記載した内容を記載する。

注 2：「その他事業実施による効果」欄には、事業実施計画に記載した事業効果等について、その状況を記載する。

別添5（第5の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

（元号） 年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制事業）
収益状況報告書

（元号） 年度畜産経営体生産性向上対策（畜産データ活用体制整備事業）の収益状況について、持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）別紙10の第5の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

- | | |
|--|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 畜産クラウドの運用等により得られた売上高 | 円 |
| 3 畜産クラウドの構築・改修等に要した費用 | 円 |
| 4 畜産クラウドの運用に要した費用 | 円 |
| 5 事業に関連して支出された費用のうち事業実施主体が自己負担により支出した費用の総額 | 円 |
| 6 補助金の確定額 ○年○月○日付け○畜産第○号確定 | 円 |
| 7 納付額 | 円 |

（算定根拠）